

秋田県被害者支援連絡協議会
性犯罪問題研究部会 開催結果

1 日時

令和8年9月16日（水） 午後2時から午後4時

2 場所

秋田県警察本部大会議室

3 次第及び出席者

別紙のとおり

4 部会長あいさつ（捜査第一課長）

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆様には、被害者支援をはじめ、警察業務の各般にわたり、日頃より格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。

なかでも、産婦人科医会の皆様には、夜間や休日において、性犯罪被害者への対応にご尽力いただいております、改めて深く感謝申し上げます。

さて、性犯罪事件は、身体に外傷を与えるのみならず、長期にわたる深刻な精神的苦痛をもたらし、人格と尊厳を踏みにじる「心の殺人」とも言われています。

警察では、加害者が厳正に法の裁きを受けられるよう、被害者に寄り添いながら、真相解明に向けて全力で捜査に取り組んでおります。

しかしながら被害者の方々は、直接的な被害だけでなく、その後生活の中でも多くの問題や不安を抱えながら困難な日々を余儀なくされることも少なくありません。

例えば、日常生活における安全の確保、心身の不調や捜査協力に伴う精神的負担、更には裁判への出廷や経済的負担など被害者やそのご家族が平穏な生活を取り戻すためには、緊急的な支援から、長期的な支援に至るまで、関係機関や関係団体が緊密に連携し、切れ目のない支援を行っていくことが不可欠であります。

本日は、限られた時間ではございますが、皆様とともに、被害者支援に向けた連携を一層深める貴重な機会としたいと考えています。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、本日の部会が被害者支援の一層の充実につながりますことを願うとともに、皆様のますますのご健勝とご活躍を心より祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

5 出席者の紹介及び被害者支援の取組状況等の紹介

別紙のとおり

- 6 性犯罪の発生状況について（捜査第一課性犯罪捜査指導官）
全国及び秋田県の性犯罪の発生状況、過去5年間の性犯罪の発生状況の推移、性犯罪被害者の年齢層について
（参考） 令和7年認知件数 不同意性交等 18件
不同意わいせつ 17件
- 7 警察における性犯罪被害者支援について（警務課犯罪被害者支援室主幹）
犯罪被害者のカウンセリング（事件数、人数、回数）、犯罪被害者の心情について
- 8 犯罪被害者等支援弁護士制度について（秋田弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長）
対象犯罪、対象者、資力要件、費用、受任した弁護士ができることなどについて
- 9 その他質疑
- (1) 秋田県性暴力被害者サポートセンターに関するもの
- 秋田県産婦人科医会
秋田県性暴力被害者サポートセンターは開所以来、これまで一度も産婦人科への付き添い支援を行っておらず、隣県の青森県では数十件の付き添い支援を行っているという把握している。
全国都道府県と比し、秋田県の性暴力被害者サポートセンターのワンストップ支援は、ほぼ電話対応のみで産婦人科へ付き添うことは皆無であるため、組織の抜本的改善を求める。
来年に行われる「あきた性暴力被害者サポートセンター連絡協議会」において回答していただきたい。
 - 秋田県生活環境部県民生活課
持ち帰り検討させていただく。
来年に行われる「あきた性暴力被害者サポートセンター連絡協議会」において回答させていただく。
- (2) 男性の性被害について
- 秋田県産婦人科医会
秋田県において男性が被害者となる性被害は認知されているのか。
 - 事務局（捜査第一課）
当県においても男性が被害者となる性被害を認知している（数値は非公開）。

以上